

防整施第7132号  
28.3.31

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

## 工事（業務）入札等実施伺書の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、手続開始の公示、指名通知若しくは見積依頼通知を行う建設工事又は技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事（業務）入札等実施伺書の取扱いについて（防整施第17583号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 工事（業務）入札等実施伺書の取扱いについて

工事（業務）入札等実施伺書の取扱いについて、次のように定める。

### 1 工事（業務）入札等実施伺書の取扱い

工事（業務）入札等実施伺書は競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の対象案件にあつては審査委員会の開催までの間に、審査委員会の対象案件以外は指名通知書又は見積依頼通知書を通知するまでの間に、順序を経て契約担当官等（防衛省契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。）第2条に規定する契約担当官等をいう。）まで提出する。

なお、作成に当たっては、次の点に留意することとし、付紙第1を参考とする。また、調査・設計等の技術業務委託においても同様に作成し、付紙第2を参考とする。

- (1) 件名  
各工事（業務）の名称を記載する。
- (2) 入札方式  
当該工事（業務）の入札方式を記載する。
- (3) 価格帯  
当該工事（業務）の入札方式決定に当たって算出している工事費（又は業務費）が該当する箇所に「○」を記載する。
- (4) 示達予定日  
当該工事（業務）に係る予算の示達予定日を記載する。
- (5) 公告予定日  
公告予定日は、一般競争入札にあつては入札公告の予定日とする。
- (6) 入札予定日  
入札予定日は、競争入札にあつては入札予定日を記載する。
- (7) 工事（業務）業種  
工事業種は、当該工事に該当する工事の業種（建築一式、土木一式等）を記載するものとし、業務業種は、当該業務に該当する業務の業種（測量、土木等）を記載する。
- (8) 備考  
備考は、当該工事（業務）において、秘密を要する場合における調達に該当する場合にその旨を記載する等、必要な事項を記載する。



